



幕 監 査 第 108 号

令和 6 年 8 月 28 日

幕別町長 飯 田 晴 義 様

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 藤 谷 謹 至



令和 5 年度幕別町水道事業会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により
審査に付された令和 5 年度幕別町水道事業会計の資金不足比率について審査しましたので、その
結果について次のとおり意見を提出します。

令和5年度幕別町水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率

2 審査の期間

令和6年7月31日から令和6年8月19日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、必要に応じ説明を聴取するなど、幕別町監査基準に準拠し実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその基礎となる事項を記載している書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査に付された比率については、次のとおりである。

(単位：％)

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20.0

2 個別意見

流動資産の額が流動負債等の額を上回っており、資金不足額はない。

3 是正改善を要する事項

資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその算定方法等について特に指摘事項はない。